各 都道府県知事 殿 市 町 村 長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室長

「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」の一部改正について

障害者虐待防止施策の推進については、「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」(平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡)を参考に実施されているところですが、今般、別紙のとおり改正することとしたので、各自治体におかれては御了知の上、関係機関等に対し周知方よろしくお願いします。

【本件についての問合せ先】

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止対策係(担当 松本、橋本)

TEL: 0.3 - 5.2.5.3 - 1.1.1.1E-mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」 新旧対照表

ALICALITY AND ALICAL							
改正後	現行						
事務連絡 平成 24 年 11 月 21 日 (最終改正)事務連絡 令和 3 年 12 月 24 日	事務連絡 平成 24 年 11 月 21 日						
各	都道府県知事 各 <u>指定都市市長</u> 殿 <u>中核市市長</u>						
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 <u>地域生活支援推進室長</u>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 <mark>地域移行・障害児支援推進室</mark>						
障害者虐待防止法に関するQ&Aについて	障害者虐待防止法に関するQ&Aについて						
障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、関係機関等への周知方よろしくお願いいたします。	障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」を送付いたしますので、 各自治体におかれましては、御了知の上、 <u>管内市(区)町村、</u> 関係機関等 への周知方よろしくお願いいたします。						
障害者虐待防止法に関するQ&A 【総論】 (障害者の定義) 問1 (略)	障害者虐待防止法に関するQ&A 【総論】 (障害者の定義) 問1 (略)						

(虐待防止ネットワーク)	(虐待防止ネットワーク)
問 2 (略)	問 2 (略)
(通報・届出)	(通報・届出)
問3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は 市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。	問3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は 市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市 町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。
(答)	(答)
○ 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたと思われる場合には、都道府県は、 <u>市町村へ通報の内容を連絡する</u> 旨を通報者に伝えた上で、市町村へ <u>連絡</u> することとなる。	○ 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたと思われる場合には、都道府県は、 <u>その</u> 旨を通報者に伝えた上で、市町村へ <u>通報</u> することとなる。
(市町村障害者虐待防止センター)	(市町村障害者虐待防止センター)
問4 (略)	問4 (略)
(廃止)	 (市町村障害者虐待防止センター) 問5 市町村障害者虐待防止センターに委託できる業務に、通報等に対する安全確認や事実確認は含まれるか。 (答) ○ 市町村障害者虐待防止センターの業務は障害者虐待防止法第32条に規定されているとおりであり、通報等を受けた場合の安全確認や事実確認は含まれていないため、それらの業務は市町村が自ら行う必要がある。
<u>(事実確認及び立入調査の委託)</u> 問5 障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全 確認や事実確認の業務及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める 立入調査を基幹相談支援センターに委託することは可能か。	
(答)○ 市町村が、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた障害者の安全の確認及び通報又は届出に係る事実の確認のための措置について、基幹相談支援センターに	

委託することは差し支えない。

ただし、障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、公権力の行使として市町村が行うものであるため、基幹相談支援センターが行う場合であっても、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員(市町村職員としての身分を有する者に限る。)が行う必要がある。

また、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、障害者虐待防止法第9条第1項の事実確認についても、立入調査権を持つ市町村(市町村が自ら設置する基幹相談支援センターを含む。)が自ら行う必要がある。

なお、市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの職員(市町 村職員としての身分を有しない者)が、市町村が行う立入調査に同行 することは差し支えないが、あくまで調査対象者の同意の下に立ち入 るものであることに留意すること。

また、市町村障害者虐待防止対応協力者に委託することができる業務は、障害者虐待防止法第33条に規定されているとおりであり、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた場合の安全確認や事実確認及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は含まれていない。

問5の2 障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報・届出に対する 安全確認や事実確認の業務を基幹相談支援センターに委託した場合、 また、障害者虐待防止法第11条第1項に基づき、市町村が自ら設置す る基幹相談支援センターの職員(市町村職員としての身分を有する者) が立入調査を行う場合、守秘義務は適用されるのか。

(答)

○ 市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの場合、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下、「障害者総合支援 法」という。)第77条の2第6項に基づき守秘義務が適用される。 (新設)

また、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員については、地方公務員法第34条第1項に基づき守秘義務が適用される。

(都道府県障害者権利擁護センター)

間6 (略)

【養護者による障害者虐待】

(市町村障害者虐待対応協力者)

問7 障害者虐待防止法第9条第1項において、「第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者」となるが、どのような者を想定しているのか。

(答)

○ 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者<u>総合</u>支援法に基づく基 幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、「市町村・都道府県に おける障害者虐待の防止と対応<u>の手引き」のⅡ-1-(3)</u>「虐待防止 ネットワークの構築」に示している者や、<u>Ⅲ-3-(5)-ア「虐待対</u> <u>応ケース会議の開催」</u>の「個別ケース会議のメンバー構成(例)」に示し ている者などを想定している。

(通報等を受けた場合の措置)

間8 (略)

(立入調查)

問9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が 携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可 能か。

(答)

- 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員 であることの証明書」であることが求められることから、市町村(長) においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯 させる必要がある。
- なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県に おける障害者虐待の防止と対応<u>の手引き」のⅡ-3-(4)-オ「立入</u> 調査の留意事項」を参照されたい。

(都道府県障害者権利擁護センター)

問6 (略)

【養護者による障害者虐待】

(市町村障害者虐待対応協力者)

問7 障害者虐待防止法第9条第1項において、「第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者」となるが、どのような者を想定しているのか。

(答)

○ 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者<u>自立</u>支援法に基づく基 幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、<u>平成 24 年 10 月にお 示しした</u>「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」<u>23 頁</u>の 「虐待防止ネットワークの構築」に示している者や、同 44 頁の「個別ケ ース会議のメンバー構成(例)」に示している者などを想定している。

(通報等を受けた場合の措置)

間8 (略)

(立入調査)

問9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が 携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可 能か。

(答)

- 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員であることの証明書」であることが求められることから、市町村(長)においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯させる必要がある。
- なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県に おける障害者虐待の防止と対応」57頁を参照されたい。

(立入調査)

問 10 (略)

(やむを得ない事由による措置)

問 11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいか。

(答)

○ 差し支えない。

なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律施行規則(平成24年厚生労働省令第132号)により、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第171号)等を改正し、利用定員を超えた利用者の受入 を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記している。

○ 詳細については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001号)の第二 1の「(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について」を参照されたい。

(他法との兼ね合い)

問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

○ 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で 優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる (立入調査)

間 10 (略)

(やむを得ない事由による措置)

問 11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいか。

(答)

○ 差し支えない。

なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律施行規則(平成24年厚生労働省令第132号)により、障害者自立 支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)等を改正し、利用定 員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記 している。

○ 詳細については、「障害者<u>自立</u>支援法に基づく指定障害福祉サービス 等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基 準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障 発 1031001 号)の「(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定 について」を参照されたい。

(他法との兼ね合い)

問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法 又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

○ 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で 優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる 規定により対応することになる。

- 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った 養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サ ービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行 うとともに、児童虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対 象にもなると考える。
- また、障害者虐待を受けた 65 歳以上の高齢者を保護する場合、障害 者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。
- 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護 に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、 被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害 者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。

規定により対応することになる。

- 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った 養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サ ービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行 うとともに、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) 又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。
- また、障害者虐待を受けた 65 歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。
- 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護 に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、 被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害 者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。

【参考~市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き~】 【参考~市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(p7)~】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在									
場所		障害者	総合支	介護保険	I)	見童福祉法	±		
\		援	法	法等	y	1.里油14.6	4		
\		障害祉	相談	高齢者施	障害	障害	障害		2011
\	在宅	サー	支援	設等	児 通	児 入	児 相		学校
\	(養護者・	ビ ス 事 業	事業	(入所	所 支	所 施	談支	企業	病院
\	保護者)	所	所	系、通所	援事	設等	援事		保育
		(入 所系、		系、訪問	業所	<u> </u>	業所		所
年齢		日中計、訪		系、居住					
\		問系、		系 等 含					
\		GH 等 含む)		む)					
18 歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者都追接 (都県) ※ <u>1</u>	章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	障者待止 • 適	_	障者待止(令・な限使(道県町 ・村 害虐防法省 切権行 都府市)	児福法 ・な限使(道県)※4 ・な限使(道県)※4	障者待止(令・な限使(道県町 ・村 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	障者待止 適 適	障者待止 · 間接
18歳以上	障 害 者 虐 待防止法	な限使(都	切な 権限 行(都		(20 歳ま で) <u>※2</u>	【 20 歳 ま で】		な限使(都	的止置(
65 歳	•被虐待者	道府	道府県市	V die de de			_	道府	設長・
未満	支援 (市町村)	県 市町村)	町 村)	【特定疾 病40歳以 上】	_	_		県 労働局)	<u>管 理</u> 者)
65 歳以上	障 特 時 書 者 法 書 書 法 書 書 法 書 法 書 法 書 法 書 法 書 ま ま ま ま			高齢活動を ・ ・ ・ ・ を は の で は で に 都 ・ ・ で に れ い し に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	_	_	_		

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

1	所在				:	福祉施設				
1	場所		障害者	<u>立</u> 支	介護保険		見童福祉法	+-		
	\		接法	去	法等	,	化里油化	5		
			障害祉	相談	高齢者施	障害	障害	障害		
		在宅	サー	支援	設等	児 通	児 入	児 相		学校
	\	(養護者・	ビス事業	事業	(入所	所 支	所 施	談支	企業	病院
	\	保護者)	所	所	系、通所	援事	設等	援 事		保育
	\		(入 所系、		系、訪問	業所	(注	業所		所
	年齢		日中		系、居住		1)			
	\		計、訪 問系、		系 等 含					
	\		GH 等		む)					
F	1		含む)			障害	改正	障害		
						者虐	児童	者 虐		
		児童虐待				待 防止 法	福祉法	待 防止 法		
		防止法				(省		(省		
	18 歳	 被虐待 				令) ・適切	・適切な権	令) ・適切		
	未満	者支援			_	な権限行	限行	な権限行		
		(都道府 県)	障害	障害		限行使	使 (都	限行使	障害	
		*	者 虐	者虐 待防		(都)	道 府 県)	(都 道府	者 虐	障害
			待防 止法	止法		県・市	州	県・市	待防 止法	者 虐 防
L			hate Len	• 適		町村) (20	[20	町村)	hate Len	止法
			適切な 権	切な 権限		(20 歳ま	歳ま		適切な 権	 間接
	18 歳	障 害 者 虐 待防止法	限行使	行使	_	で) (注	で】		限行使	的防止措
	以上		(都	(都 道府		2)		_	(都	置
	65 歳	・被虐待者 支援	道府県市	県市					道府県労	(施 設長)
	未満	(市町村)	町村)	町 村)	【特定疾 病40歳以	_	_		働局)	以汉)
				11)	上】					
f		障害者虐			高齢者虐					
	CF 보는	待防止法 高 齢 者 虐			待防止法 ・適切な					
	65 歳	待防止法			権限行使	_	_	_		
	以上	・被虐待者 支援			(都道府 県・市町					
L		(市町村)			村)					

※<u>1</u> 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて 障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児 入所施設、<u>児童心理</u>治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関 等(児童福祉法第33条の10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく 給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を 受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※ 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

<u>(注1)</u>里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期</u>治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

【障害者福祉施設事業所等による障害者虐待】

(基準該当事業所)

問 13 (略)

(やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

問 14 (略)

(市町村から都道府県への報告)

問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画する ことは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続を省 略することは可能か。

(答)

- 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支 えない。
- 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。
- なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応<u>の手引き」のⅢ-3-(3)「市町村から都道府県への報告」の「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について</u>(報告)」を参照されたい。

【障害者福祉施設事業所等による障害者虐待】

(基準該当事業所)

問 13 (略)

(やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

問 14 (略)

(市町村から都道府県への報告)

問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画する ことは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続を省 略することは可能か。

(答)

- 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支 えない。
- 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。
- なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を参照されたい。

(通報等を受けた場合の措置)

問 16 (略)

(公表)

問 17 障害者<u>総合</u>支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定 都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規 定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合 に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要 となるのか。

(答)

- 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使することとなる。
- なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者 虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、 都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事 案をまとめて公表することが必要となる。

【使用者による障害者虐待】

(都道府県労働局の対応)

問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が 行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。

(答)

○ 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、 障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反す る障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局雇用環 境・均等部(室)において対応部署を決定し、都道府県労働局、労働基 準監督署、公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違 反が認められれば、その是正を指導等することとなる。 (通報等を受けた場合の措置)

問 16 (略)

(公表)

問 17 障害者<u>自立</u>支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定 都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規 定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合 に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要 となるのか。

(答)

- 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の 保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害 者<u>自立</u>支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規 定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、 各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使すること となる。
- なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者 虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、 都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事 案をまとめて公表することが必要となる。

【使用者による障害者虐待】

(都道府県労働局の対応)

問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が 行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。

(答)

○ 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、 障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反す る障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局総務部 企画室において対応部署を決定し、都道府県労働局、労働基準監督署、 公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違反が認めら れれば、その是正を指導等することとなる。

○ また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。	○ また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。
(都道府県から労働局への報告)	(都道府県から労働局への報告)
問 19 (略)	問 19 (略)
【その他】	【その他】
(市町村による対応)	(市町村による対応)
問 20 (略)	問 20 (略)
(通報等を受けた場合の措置)	(通報等を受けた場合の措置)
問 21 (略)	問 21 (略)
(都道府県研修)	(都道府県研修)
問 22 (略)	問 22 (略)
【参照】	【参照】
●「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応 <u>の手引き</u> 」	●「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」
(自治体向けマニュアル)	(自治体向けマニュアル)
https://www.mhlw.go.jp/content/000686498.pdf	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
	shougaishahukushi/gyakutaiboushi/dl/1001-1.pdf
●「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」	●「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(施設・事業所従事者向けマニュアル)	(施設・事業所従事者向けマニュアル)
https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf	<pre>http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/</pre>
	shougaishahukushi/gyakutaiboushi/d1/1001-2.pdf